

滋賀県企業立地および先端技術研究開発の促進等による成長産業振興条例案要綱に対して提出された意見とこれらに対する考え方について

1 意見募集の結果

令和7年12月18日（木）から令和8年1月19日（月）までの間、滋賀県企業立地および先端技術研究開発の促進等による成長産業振興条例案要綱についての意見を募集した結果、1個人の方から5件の意見が提出されました。

2 提出された意見(5件)

意見者	条等	項目	提出された意見の概要	修正の要否	意見に対する考え方
1 個人	第2	定義	「観光」が新たな成長産業として進展しています。「技術革新の進展」のみに限定する必要はなく「技術革新の進展等」にされてはどうか。	原案のとおり	本条例における成長産業の定義は、半導体など高度な産業技術を主として利用して行う事業等を想定していることから、原案のとおりとします。なお、観光分野は、滋賀県産業立地戦略等に基づき、振興されるものと承知しています。
2 個人	第3	基本理念	「国、県、市町、大学」等とありますが、ここに「金融機関」も加えていただいてはどうか。滋賀県では前々から「産学官金」と言われてきたためです。	原案のとおり	基本理念は、これまでの委員会での議論を踏まえて中心となる主体を規定したものであり、金融機関など他の業種・団体との連携・協力は、今後の施策の推進に当たって必要に応じ検討されるよう、県の執行機関に対して要請します。
3 個人	第4	県の責務	「県は」というのと「知事は」とすることの区別はどこにあるのでしょうか。表現的には「知事は」にされたほうがいいと思いました。第4は「知事の責務」という表現にされてはどうか。	原案のとおり	条例において「知事」を主語とするのは、例えば許認可など知事の権限に属する事務に係る条文や県の内部である知事と議会との関係を表す条文などに限られます。県の基本理念や施策等の条文では、一般的に法人としての「県」を主語とするため、原案のとおりとします。
4 個人	第10	学習の振興等	この取組では「県教育委員会(県教育長)」の役割も重要だと思います。よって、「知事は、県教育長と連携して……」というように明記されてはどうか。	原案のとおり	3に記載のとおり、本条例は「県」を主語としており、県の中に教育委員会(教育長)も含まれていることから、原案のとおりとします。ただし、御意見を踏まえ、事業の執行に当たっては、関係部局が緊密に連携して取り組むよう要請します。
5 個人	-	-	本県に立地されている既存成長産業の本社や工場が「滋賀県から出て行かない」ようにする取組も重要です。この視点を本条例に盛り込んでいただきたいと思います。	原案のとおり	本条例は、企業立地の推進に加えて、県内に所在する企業との連携や研究開発の促進など、既存の成長産業関連企業の事業の継続・発展に資することを本旨とするものであることから、原案のとおりとします。